



山形県公報

令和6年3月31日(日)

号 外 (6)

目 次

条 例

○山形県県税条例の一部を改正する条例…………… (税 政 課) …… 3

この号で公布された条例のあらまし

◇ 山形県県税条例の一部を改正する条例 (県条例第48号) (税政課)

1 県民税

(1) 令和6年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(以下「特別税額控除対象納税義務者」という。)の県民税の所得割の額から1万円(控除対象配偶者又は扶養親族(地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。以下「控除対象配偶者等」という。)を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき、1万円を加算した金額)に県民税の所得割の額を県民税の所得割の額と市町村民税の所得割の額との合計額で除して得た数値を乗じて得た額を控除することとした。(改正後の附則第5条の8、附則第6条第3項、附則第8条の2第3項第7号、附則第9条第3項第6号、附則第10条第3項第7号、附則第12条第4項第7号、附則第12条の2第3項第7号及び附則第12条の8第2項第7号関係)

(2) 令和7年度分の個人の県民税に限り、特別税額控除対象納税義務者(同一生計配偶者(控除対象配偶者及び地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。)を有するものに限る。)の県民税の所得割の額から1万円に県民税の所得割の額を県民税の所得割の額と市町村民税の所得割の額との合計額で除して得た数値を乗じて得た額を控除することとした。(改正後の附則第5条の9、附則第6条第3項、附則第8条の2第3項第7号、附則第9条第3項第6号、附則第10条第3項第7号、附則第12条第4項第7号、附則第12条の2第3項第7号及び附則第12条の8第2項第7号関係)

2 不動産取得税

(1) 次に掲げる特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとした。(附則第13条の8及び附則第13条の9第1項関係)

イ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置

ロ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置

ハ 認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置

(2) 次に掲げる特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした。(附則第14条第1項並びに附則第14条の4第1項、第3項及び第4項関係)

イ 住宅及び土地の取得に係る標準税率(本則4パーセント)を3パーセントとする特例措置

ロ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置

3 軽油引取税

(1) 次に掲げる軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした。（附則第15条の2の3第1項関係）

イ 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

ロ 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車その他これらに類する一定のものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

ハ 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類する一定のものの動力源に供する軽油の引取り

ニ 農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一定の機械の動力源に供する軽油の引取り

ホ 木材加工業その他の一定の事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取り

(2) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律等に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした。（附則第15条の2の3第4項関係）

(3) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油を締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした。（附則第15条の2の3第5項関係）

4 自動車税

こども家庭センターにおいて直接その本来の事業の用に供する自動車に対しては、種別割を課さないこととした。（第133条第2項第5号関係）

5 狩猟税

次に掲げる特例措置の適用期限を令和11年3月31日まで延長することとした。（附則第19条第1項及び第2項並びに附則第19条の2第1項関係）

(1) 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置

(3) 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置

6 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第48号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に改める。

第29条第5項中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

第38条中「地方自治法施行令第158条の2第1項」を「地方自治法第243条の2第1項」に改める。

第133条第2項第5号中「母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条」を「児童福祉法第10条の2」に、「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

附則第5条の7の次に次の2条を加える。

（令和6年度分の個人の県民税の特別税額控除）

第5条の8 令和6年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（以下この条及び次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条から第35条の2まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の4の2第1項、附則第5条の5及び附則第7条の2第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和6年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族（法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）を超える場合には1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の第34条から第35条の2まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の4の2第1項、附則第5条の5及び附則第7条の2第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(2) 法附則第5条の8第2項第2号に規定する所得割の額

3 前2項の規定の適用がある場合における第34条の3第2項及び附則第5条の5の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額（附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」とする。

（令和7年度分の個人の県民税の特別税額控除）

第5条の9 令和7年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、

特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものによる。）の第34条から第35条の2まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の4の2第1項、附則第5条の5及び附則第7条の2第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の県民税に係る令和7年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が1万円を超える場合には1万円に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が1万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の第34条から第35条の2まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の4の2第1項、附則第5条の5及び附則第7条の2第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(2) 法附則第5条の12第2項第2号に規定する所得割の額

附則第6条第3項中「及び附則第3条の3第2項」を「、附則第3条の3第2項、附則第5条の8第2項及び前条第2項」に、「とする」を「と、附則第5条の8第2項第1号中「及び」とあるのは「、附則第6条第2項及び」と、前条第2項第1号中「及び」とあるのは「、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第8条の2第3項に次の1号を加える。

(7) 附則第5条の8及び附則第5条の9の規定の適用については、附則第5条の8第1項及び附則第5条の9第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条の8第2項第1号及び附則第5条の9第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第9条第3項に次の1号を加える。

(6) 附則第5条の8及び附則第5条の9の規定の適用については、附則第5条の8第1項及び附則第5条の9第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条の8第2項第1号及び附則第5条の9第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第10条第3項に次の1号を加える。

(7) 附則第5条の8及び附則第5条の9の規定の適用については、附則第5条の8第1項及び附則第5条の9第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条の8第2項第1号及び附則第5条の9第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第12条第4項に次の1号を加える。

(7) 附則第5条の8及び附則第5条の9の規定の適用については、附則第5条の8第1項及び附則第5条の9第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条の8第2項第1号及び附則第5条の9第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第12条の2第3項に次の1号を加える。

(7) 附則第5条の8及び附則第5条の9の規定の適用については、附則第5条の8第1項及び附則第5条の9第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条の8第2項第1号及び附則第5条の9第2項

第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第12条の8第2項に次の1号を加える。

- (7) 附則第5条の8及び附則第5条の9の規定の適用については、附則第5条の8第1項及び附則第5条の9第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の8第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条の8第2項第1号及び附則第5条の9第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の8第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第13条の8及び附則第13条の9第1項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第14条第1項、附則第14条の4第1項、第3項及び第4項並びに附則第15条の2の3第1項、第4項及び第5項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第19条第1項及び第2項並びに附則第19条の2第1項中「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の第11条及び第38条の規定の適用については、これらの規定中「又は地方自治法」とあるのは「、地方自治法」と、「を受けた者」とあるのは「を受けた者又は地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により県税の収納の事務を行う者」とする。

令和6年3月31日印刷 発行所 山形県庁
令和6年3月31日発行 発行人 山形県